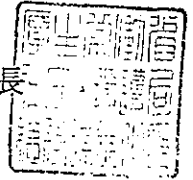


平成 23 年 5 月 2 日

各都道府県災害弔慰金等担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る災害弔慰金等の支給について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、災害救助法が適用されている都道府県であるか否かに関わらず、本震災により死亡した被災者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を、本震災により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律に定める程度の障害がある被災者に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる旨、既にご連絡しているところであるが、下記の点につき、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、周知願いたい。

記

- 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金については、被災者及びその遺族の救済に資するものであることから、被災者が住民となっていた市町村において、可能な限り速やかな支給が行われるよう努められたい。この場合、予算措置を速やかに行うとともに、市町村内の被害の全容が確定していない場合であっても確認できる事案から支給を始める等の配慮が重要である。

なお、確認できる事案から支給開始とのことは、義援金についても同様であるので、配慮されたい。

- 2 甚大な被害を受けた市町村において都道府県負担分や国負担分の立替ができないうために支給が遅れないよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の国庫負担についても、国の予算措置後速やかに概算交付を行うこととしているので、「災害弔慰金等の国庫負担について」（昭和 49 年 4 月 27 日厚生省社第 456 号 各都道府県知事あて 厚生事務次官通知）の別紙「災害弔慰金等国庫負担金交付要綱」に基づき交付申請願いたい。